

No.	件名・内容	回答
1	<p>区画整理の清算金と国保税</p> <p>(内容)</p> <p>国民健康保険税の低所得者の均等割の軽減措置について、区画整理の清算金が5千万円まで非課税になるのだから、同じように控除してほしい、これは地方自治体でも独自で対策ができると思います。</p> <p>【受付No.】 7-2020</p> <p>【受付日】 令和7年7月31日</p>	<p>国民健康保険税の軽減判定におきましては、地方税法等により定められており、本市が独自に制度を構築することは極めて困難な状況でございます。</p> <p>また、埼玉県では、原則として、いわゆる保険税水準の統一を目指しており、本市もこの統一に向けた取組を進めているところでございます。</p> <p>以上のことから、今般提言をいただきました国民健康保険税の軽減措置の独自の運用制度の構築につきましては、極めて慎重にならざるをえないことにご理解をお願いいたします。</p> <p>(担当) 保険年金課 (電話) 048-782-6471</p>